

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請

2025年3月24日
北陸電力株式会社

本日(3月24日)、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定^{※1}(以下、保安規定)の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたので、お知らせします。

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、原子力発電所の運転期間延長認可および高経年化技術評価^{※2}の仕組みが、長期施設管理計画の認可制度に統合されることになりました。

今回の申請は、上記の認可制度の統合により、原子力事業者は原子炉施設の経年劣化などを管理するため、運転開始30年から10年を超えない期間ごとに、その時点での劣化評価の結果や劣化を管理するための措置などをまとめた長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受けることが必要となることから、本制度の運用にあたり必要な事項を保安規定に反映するものです。

今後、申請の内容について原子力規制委員会の審査を受けることになります。

以 上

参考資料：長期施設管理計画の認可制度への変更概要

※1 原子炉施設保安規定

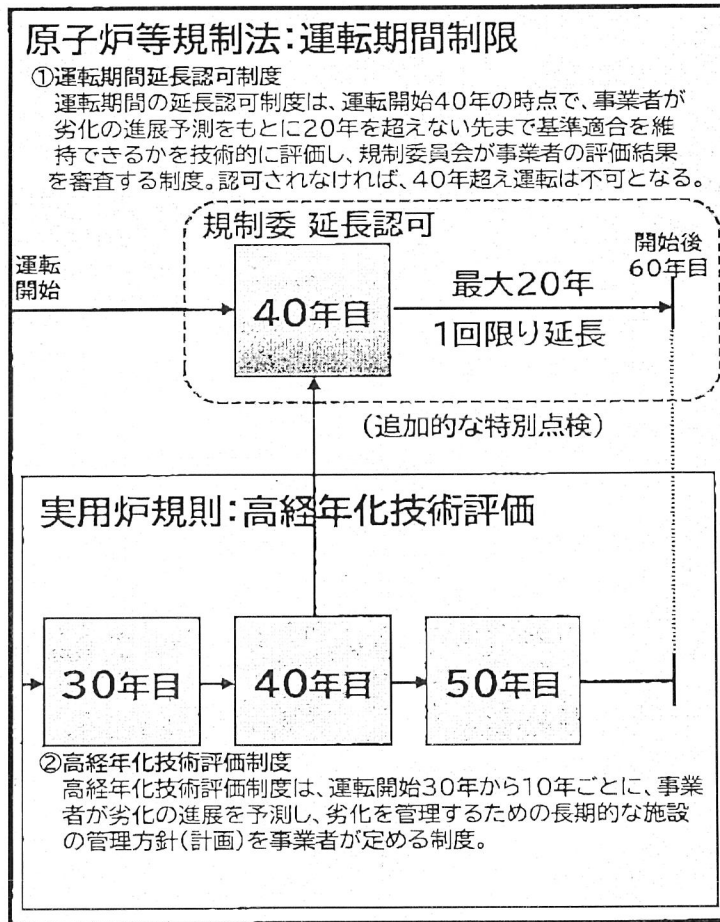
原子炉施設の運転に関し、保安のために守るべき事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、原子力規制委員会の認可を受けているもの。

※2 高経年化技術評価

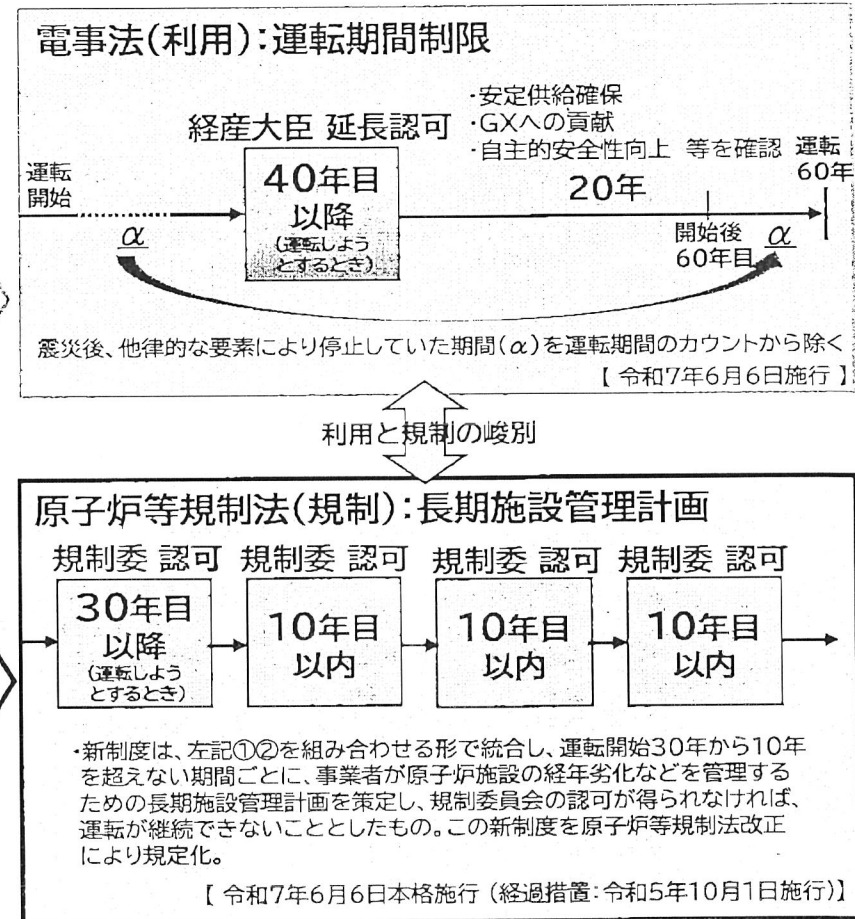
原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物に発生しているか、または発生する可能性のあるすべての経年化劣化事象の中から、高経年化対策上着目すべき事象を抽出し、これに対する機器・構造物の健全性について評価を行うとともに、現状の施設管理が有効かどうかを確認し、必要に応じ、追加すべき施設管理項目を抽出すること。

長期施設管理計画の認可制度への変更概要

<現行>



<新制度>



※本資料は、第36回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会(2023年7月26日)をもとに作成しています